

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務処理要領の制定について（概要）

（平成20年12月11日 鹿相第551号）

本通達は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給裁定事務処理要領について、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 給付金の支給手続
- 給付金の支給対象者

等である。